

甲斐市議会 総務常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年11月14日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	若尾彰子君
	安倍健治君		金丸幸司君
	赤澤厚君		小澤重則君
	松井豊君		

欠席委員（1名）

保坂康君

傍聴議員（3名）

議長	秋山照雄君		山本英君
	山坂賢太君		

説明のため出席した者の職氏名

防災危機監	酒井厚志君	防災危機課長	高橋正樹君
防災減災係長	古田悟大君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	小林久美
書記	圓谷孝宏		

内容

1 甲斐市国民保護計画の改訂について

開会 午後 1時30分

○書記（小林久美君） ご参集お疲れさまです。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次第の2、委員長挨拶、内藤委員長、よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変ご苦勞さまでございます。

また、委員並びに傍聴議員の各位におかれましては、3日間にわたる双葉中学の職場体験、大変有意義な受入れだったと思います。大変ご苦勞さまでございました。

本日は、案件が1つということなのですが、委員各位のご協力をいただきまして、会議がスムーズに進行されますよう、お願い申し上げまして挨拶に代えます。よろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

なお、保坂委員は欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

なお、本日の委員会は傍聴を許可していますので、ご承知おきください。

それでは、これより次第3、内容に入ります。

初めに、（1）甲斐市国民保護計画の改訂について、担当より説明をお願いいたします。

高橋防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 改めまして、こんにちは。お疲れさまでございます。

総務常任委員会資料、3ページをお願いいたします。

甲斐市国民保護計画の改訂についてご説明いたします。

1の計画の概要につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が、平成16年9月に施行され、本法は武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命・財産を守り、社会や経済への影響を最小限に抑えることを目的としています。

この法律により、都道府県や市町村は国民保護計画を策定することが義務づけられ、本市では、平成19年3月に甲斐市国民保護計画を策定いたしました。計画では、市の役割や避難・救援などの具体的な対応を定めております。

次に、2の改訂の背景ですが、甲斐市国民保護計画の策定後、国は平成29年12月に国民の保護に関する基本指針を変更し、山梨県は令和6年12月に山梨県国民保護計画を変更いたしました。

本市においても、国及び県の変更を受け、上位計画との整合性を確保する必要があるため、甲斐市国民保護計画の改訂を行います。

本計画は平成19年の策定以来、これまで改訂を行っておりませんでした。近年、世界各地で紛争やテロ等が発生し、国際情勢が不安定化する中で国民保護の重要性が一層高まっております。

こうした状況を踏まえ、国や県の計画改訂との整合性を図るとともに、本市をはじめ、国・県における組織機構の改編に伴う名称変更などへの対応も必要であったことから、今年度改訂を進めているところでございます。

本年度、5月には本計画の改訂について、総務常任委員会へご説明をさせていただき、その後、新たに国民保護協議会の委員及び幹事を委嘱し、2回の協議会での審議を経て本日お示ししております素案を取りまとめたところでございます。

3、改訂の主な内容ですが、次のとおりとなります。

①国民の保護に関する基本指針及び山梨県国民保護計画の変更を踏まえた整合性の確保を図るために必要な修正。

②国及び県における組織機構改変に伴う名称等の変更及び関係機関の組織名等の変更による字句修正等。

③その他、社会情勢等の変化に伴い、本計画の修正の必要が認められる事項。

これらの改訂内容を反映した甲斐市国民保護計画（素案）につきましては、タブレットの別冊1になります。改訂または追記した部分を青書きで表記しておりますが、ページ数が多いことから、改訂部分の説明についてはタブレットの中の別冊2、新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、説明については主な改訂部分とさせていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず、表の見方になりますが、ページ上段、米印にありますよう、ページ左側の編・章・第・ページは別冊1の国民保護計画の素案の改訂箇所を示します。

また、その右側が現行計画で、改訂部分を赤書きしております。その右側は変更後の計画の素案になります。改訂部分を青書きしております。最後に一番右側の欄には、改訂等の理由を記載しております。説明は変更後の計画の素案の欄を中心にご説明いたします。

1 ページの 1 段目の表をご覧ください。

ここでは、1、市の責務及び市国民保護計画の位置づけについて修正しています。

国民保護法第35条に基づき、本市計画を作成する旨を明記し、市が実施責務を担う警報伝達、避難誘導、救援などの措置を整理しました。また、県計画との整合を図るよう表現を改めています。

次に、同じく 2 段目、5、国民の協力に関する部分は、国民保護措置に関して市が協力を要請する際には、その要請が強制にわたることがあってはならないという文言を新たに明記しております。

これは、住民の協力があくまでも自発的な意思に基づくものであることを明確にするための修正で、県計画の改訂内容に合わせたものです。

次に、一番下の 1、組織及び体制の整備に関する記載を改訂しています。

現行計画の旧部局名や平素の業務について今年度の組織機構の見直しを反映した現行の市組織及び体制、職員の参集基準等について、3 ページまで改訂しております。

続いて、4 ページをお願いいたします。

3 段目の (2) 非常通信体制の確保については、武力攻撃災害発生時において、情報の収集及び提供を確実にを行うため、緊急情報ネットワークシステム E m - N e t や、全国瞬時警報システムの J アラート、電話、防災行政無線などの緊急通信を通じて情報を確実に伝達する体制を明記しています。

次に、一番下の 1、安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備については、現行計画で、将来的導入予定としていた安否情報システムを導入済みとして、運用を踏まえた内容に改めています。また、避難所での収集方法や報告手順の明確化など実務的な表現に見直しました。

次に、5 ページをお願いいたします。

3 段目、1、避難に関する基本的事項につきましては、高齢者、障がい者等への配慮に関する改訂です。

現行計画の災害時要援護者との表記を法令上の用語である要配慮者に改めています。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用を明記する内容となっています。

次に、6 ページをお願いいたします。

一番下の 1、生活関連等施設の把握等に関する部分は、表の対象施設の根拠法の旧法令名を最新の名称に更新するとともに、現行計画の県担当部局名から所管省庁名に変更し、該当する所管省庁を明記しております。

次に、8 ページをお願いいたします。

一番下の市国民保護対策本部の設置に関する箇所は、本部長職務代理者の順位を副市長、防災危機管理監、教育長と定め、地域防災計画の災害対策本部と共通の運用体制とすることで、非常時にも迅速かつ的確な意思決定が行えるよう、整理しています。

次に、10ページをお願いいたします。

2 段目、市対策本部事務分掌については、地域防災計画の災害対策本部と合わせ部局名等の表記に見直し、またそれぞれの業務分掌を15ページにわたり明記しております。

続いて15ページをお願いします。

一番下の 5、指定公共機関等への措置要請については、県計画との整合により、市は国民保護措置を円滑に実施するため、必要に応じて指定公共機関や指定地方公共機関に対し、その業務に関する協力を要請すること。要請に当たっては、相手機関の業務内容に配慮し、要請理由や活動内容を明確に示すことを追記しております。

続いて16ページ、お願いいたします。

2 段目、8、ボランティア団体等に対する支援等については、ボランティア活動に関するニーズの把握、情報提供、生活環境の整備及びボランティアセンターの設置等、受入れ体制を整備することを明記しています。また、市所有の公共施設や資機材の提供を可能な限り行い、県や関係団体との情報共有体制を強化することとしております。

次に、一番下の 2、警報の内容の伝達方法については、本市が有する防災行政無線や広報車、ホームページなどの伝達手段を活用し、市民への確実な情報伝達を行うこと。また、Jアラートにより迅速に警報を伝達する仕組みを明確にしています。

次に、18ページをお願いいたします。

4 段目の 1、安否情報の収集については、現行計画時には安否情報システムはございませんでしたが、既にシステムは導入済みのため、避難所での収集に加え安否情報システムを活用し、住民基本台帳など行政が保有する情報を用いて、迅速かつ正確に把握、整理することとしております。

下段の 2、県に対する報告は、原則としてシステム経由でございますが、システムが使用できない場合には、書面や電子メールあるいは緊急時には口頭での報告も想定しております。

最後に22ページ、2段目の2、廃棄物の処理、3段目の2、避難住民等の生活安定等について定めています。

廃棄物処理については、国の災害廃棄物対策指針や本市の災害廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理体制を整備することを規定しています。また、避難住民等の生活安定等に関しては、市税や公共料金などの納付期限の延長や減免、公有財産の貸付けなど、特例措置により住民の生活の安定を支援することを明記しております。

以上が今回の改訂における主な変更点です。今回の見直しは、法令及び県計画との整合を図るとともに、現在の組織体制や実際の運用に即した内容へと整理したものです。

これらの改訂内容を反映し、青書きで表現した甲斐市国民保護計画（素案）がタブレットの別冊1になります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたしますので、お手数ではございますが、委員会資料の1ページをお願いいたします。すみません、3ページをお願いいたします。

4、今後のスケジュールですが、まず議員の皆様の意見、提言につきましては、本日委員会終了後、ボックスのほうに意見書をお配りさせていただきますので、11月28日金曜日までに防災危機管理課までご提出をお願いいたします。

次に、パブリックコメントにつきましては、11月20日から12月15日まで実施いたします。パブリックコメントの結果については、12月の部長会議へ報告後、令和8年1月以降になりますが、総務常任委員会、国民保護協議会で報告をさせていただき、山梨県へ報告、その後、計画の公表となります。

以上、甲斐市国民保護計画の改訂についての説明となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 8ページの下ですが、本部代替機能の確保で、竜王図書館から敷島庁舎、これは変更の理由というのはどんなことでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうにつきましては、こちらのほうが竜王庁舎のほうがいつ攻撃されるか分からないケースがございますので、代替施設を事前に用意しておくというところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。ほかにありますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 説明を前に受けているのか申し訳ないんですが、国民保護協議会のメンバーはどんなメンバーで行っているんでしょう。次に3回目だから2回やっているということですね。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 国民保護協議会のメンバーでございますが、委員が27人、幹事25人をお願いしておりまして、委員につきましては、市長、副市長、市教育長、警察署長、消防長、国・県の職員、自衛隊関係者、市職員、指定公共機関等でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 専門家というのが消防とか自衛隊とか、学識経験者みたいな人はいないんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 知識を有する者としまして、自治会連合会の役員、市の消防団、甲斐市赤十字奉仕団、甲斐市女性団体連絡会になります。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 識見を有する者という考えの中でその人たちが適切なのか、何かちょっと疑問が残るんですが、もうちょっと学術的に分かるような人はいないんでしょうかね。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） また別に、日本赤十字社、東日本旅客鉄道、東京電力、NTT、山梨県LPガス、県バス協会、県トラック協会等でございます。

○委員長（内藤久歳君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） まとめ役としては誰か、どんな、大学の教授とか防災に関する知識者みたいなのがいるんでしょうか。会長というか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 会長につきましては、市長が会長となっておりまして、会長が取りまとめ役という形になっておりまして、それぞれの意見をいただいた中で取りまとめを行うという形になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、これには議員は全然入っていないということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 議員は入っておりません。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） ということは、議長とかそういうあれですか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 先ほども説明しましたとおり議員の皆様、入っていないところでの協議会となっております。

○委員長（内藤久歳君） 入っていないということです。よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 改訂しなきゃならない内容ということで、これは本当に全部が全部細かく読んで、今ここで理解できる問題じゃないんだけど、基本的にこれ山梨県国民保護計画の変更を踏まえてとあるじゃない。踏まえて、整合性の確保を図るための必要な修正ということをやっているんだよね。甲斐市独自の修正を、要するに県に従ってつくったという理解でいいということだね、基本的に。これ全部市町村によって結構ばらつきがあるということ、それはどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） ほかの町村の改訂状況というのは確認してございませんが、県との整合性を図る中で改訂のほうしております。本市独自でというところは特に定めではございません。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 結局、だから県の変更を踏まえた整合性の確保を図るために必要な修正という、改訂の主な内容ということで3番にうたってあるじゃない、①に。結局、県の計

画が変更したことによって、甲斐市もそれに合ったこの内容を変更したという理解でいいということなの、要は。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 赤澤委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） はい。

○委員（赤澤 厚君） それはさっき言った結局山梨県で、悪いね、ちょっと。あまりこれ難しく、中、内容はまだ精査しないとちょっと分からない状況。山梨県の今13市あるわけ、基本的に。本当はみんなそれなりの県の変更によって、13市がほとんどそういったものを検討しているという理解でいいのかな。うちだけじゃなくて、どうなのかな。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 変更状況につきましては、それぞれの市によってまちまちで全然改訂していないところもあればというところがございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然うちは独自で甲斐市に合ったものを今回こうやって改正をしたということで理解をしていいということですね。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 別件で、今後のスケジュールということで、ここにあるんだけど、パブリックコメントの実施ということで、11月20日から12月15日。これは場所とか回数とかどんなふうな内容かをちょっと教えてもらえますか。どんな状況で開くのか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） ホームページ上に、こちらのほう掲載しますので、それで内容を確認していただいて、意見等を提言していただきたいと思っております。

あと各庁舎、そちらのほうにも置いた中で確認をしていただきたいと思っております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） いろんな事業でよくパブリックコメントとかよく取っていると言うんだけど、正直聞けば内容がなかなか参加者少ないとか、意見がなかなか出ないとか意見が多いんでね。ただいろいろな市民に聞くと、その事業自体のきちんとした、市民に知らし

めてない、パブリックコメントがあるということ自体がなかなか知らないというかな。そういう経緯も今まで結構あったんでね。これはいろいろなパブリックコメントの実施の中で、その辺のところの周知というか、そんなふうなものをどんなふうな感じで広報でやるとか、いろんなものでやるとか、その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） ホームページ以外にも広報にも掲載するよう考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひホームページというのはなかなか全部が全部、みんな見るわけじゃない。広報になってもほとんど100%じゃないけれども、基本的にある程度見れると。特に高齢者なんかホームページなかなか見ると言っても機会がないというか、全員が見ないわけじゃないけれども、結構少ないと思う。ある程度広報等で、きちっと周知をしてこういったいろんな意見を取ることが必要だと思うんで、その辺は徹底してやってもらえればありがたいと思う。これは要望ですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 先ほど赤澤委員の内容もちょっとあるんですけども、最初の国民計画の保護の改訂について、国が策定後、平成29年12月に国民の保護に関する基本方針を変更し、山梨県では令和6年12月にこの保護計画を変更したという、足並みを甲斐市もそろえたと思うんですけども、この29年に国が変えているのに、それから遡って7年、8年近くたっているんですけども、例えば国のほうで何年までには策定しなさいとか改正しなさいというのがお達しが来ていたのか、それとも何もなくずるずるここまで来ちゃったのか、もし国のほうでそういうのがあったのか、その辺聞かせてください。

よろしくお願いしますと思います。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうにつきましては、国民保護法に基づいてそれぞれ計画のほう策定するようというところにはなっているんですけども、その後改訂しなさいとかというそういった指示がいつまでという期限つきというのは出ていないと、私は承知しているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） ちょっと国が29年12月に改訂しているのに、あれからもう7年、普通だったら2、3年ぐらいで何か策定するというのが何となくイメージができるんだけれども。なのでちょっとその辺を聞いたんで、足並みをそろえる意味なら、県がやったから足並みをそろえて整合性を取るというのはすごく理解できたんですけれども、国のほうでちょっとこれだけの7年も8年もたって今さら出してきても、その間もし何かあったらどうするんだなんていうことは素朴に思ったんで、聞いたんですけれども、特に国からはお達しがないということ、再度答弁をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 高橋課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） こちらのほうについては期限つきというところは規定ないとは思っておりますが、今後については国・県、他市町村の動向等踏まえながら適切に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で甲斐市国民保護計画の改訂についてを終わります。

次に、次第の4、その他を行います。

初めに、防災危機管理課よりその他の報告を受けます。

高橋防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（高橋正樹君） 防災危機管理課から、2点ご報告させていただきます。

1点目でございますが、お配りしました令和7年11月11日付の山梨日日新聞に掲載された記事につきまして、資料、甲斐市業務継続計画（BCP）についてを基にご説明いたします。

それでは、1ページをご覧ください。

1の経緯につきましては、令和7年11月11日付の山梨日日新聞において、令和6年4月1日時点での総務省消防庁による調査結果を基に、山梨県及び県内27市町村の業務継続計画に関する重要6要素の策定状況が掲載されたところであります。

本市につきましては、6要素のうち3要素が策定済みとされ、大月市と並び県内で最も少ない状況として報道されたものであります。

次に、2の業務継続計画（BCP）についてであります。

業務継続計画は、地域防災計画で定める災害応急対策や優先度の高い復旧対策に加え、通

常業務のうち、市民生活への影響が大きく、停止や休止が許されない業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出、特定し、災害時にも継続して実施できるようにするための計画です。

市役所や職員が被災し、業務遂行に制約を受けるような状況下での限られた人員や資源を効果的効率的に活用し、非常時優先業務をできる限り高い水準で継続できる体制を確保することを目的としています。

なお、本市の業務継続計画については、令和7年3月に災害時受援計画の策定と併せて改訂を行ったところです。こちらの業務継続計画及び災害時受援計画は昨年度、本常任委員会でご協議いただいたところであります。

次に、3の業務継続計画の特に重要な6要素の本市の回答状況であります。この重要な6要素につきましては、表の一番左側の欄に（1）から（6）まで記載しております。また、それぞれの要素の内容につきましては、表の中央部分に記載してあります。令和6年4月1日時点の回答状況につきましては、表の一番右側に示しており、満たしている場合は丸、満たしていない場合はバツで表示しております。

本市において満たしていない要素は、（3）電気、水、食料等の確保、（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、（5）重要な行政データのバックアップの3要素であります。

2ページをお願いいたします。

続いて、4の要素を満たしていないと回答した調査内容と現計画（改訂後）の記載内容であります。

この表は、左側に令和6年4月1日時点の業務継続計画（改訂前）の内容、中央に令和7年4月1日時点の改訂後の内容、そして右側に改訂後の状況を示しております。それぞれの要素について、設問内容と当時の回答、そして改訂後にどのように改善されたかを比較してご覧いただけるようになっております。

まず、（3）電気、水、食料等の確保についてであります。

非常用発電機の燃料については記載していたものの、非常時に必要となる燃料の数量を定めていなかったことから「定めていない」と回答したものであります。

改訂後の計画では、竜王庁舎（本館・新館）、水道事務所、代替庁舎である敷島庁舎の非常用電力や燃料の数量、駆動時間を明記しております。

次に、（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保についてであります。

当時の計画では、通信手段の現状や数量を記載していたものの、業務遂行に必要な量を定

めていなかったとして「定めていない」と回答したものです。

改訂後の計画では、災害時における通信手段の名称や数量などを具体的に記載しております。

続いて、（５）重要な行政データのバックアップについてであります。

改訂前の計画では、システムの現状は記載していたものの、バックアップについての記載がなかったため「定めていない」と回答しておりました。

改訂後の計画では、コンピューターシステムのバックアップ状況を明記するとともに、災害や事故などで庁舎や職員に被害があった場合でも、市の業務を支える情報システムやネットワークを早期に復旧できるようＩＣＴ部門業務継続計画（ＢＣＰ）に基づき、実施することを定めております。

最後に、５の改訂後の業務継続計画の状況であります。

今回、山梨日日新聞に掲載された記事は、総務省消防庁が実施した令和６年４月１日時点の調査結果に基づくものであり、令和７年３月に改訂を行う前の計画内容を回答したものであります。

そのため、記事の中では本市が６要素のうち３要素を満たしていない状況として報道されましたが、現在の計画では既に改訂を行い、これらの要素を全て盛り込んでおります。

具体的には、（３）の非常用電力の燃料数量などの確保、また（５）の重要な行政データのバックアップについて内容を充実させ、これらの要素を満たす計画としたところであります。

この結果、現在では業務継続計画における重要６要素を全て満たしている状況となっております。今後につきましても、国や他自治体の動向を注視するとともに必要に応じて計画の見直しや改善を行い、適切に対応してまいります。

以上、新聞記事に掲載された記事についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、２点目は口頭になりますが、令和８年甲斐市消防団出初め式についてご報告させていただきます。

日時であります。令和８年１月１１日（日曜日）、午後１時３０分開式、場所は竜王小学校校庭で開催の予定であります。雨天または積雪等、グラウンドコンディションが悪い場合は竜王小学校体育館で開催の予定であります。

市議会議員の皆様には出席をお願いしたいと考えております。追ってご案内の通知をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

以上、2点のご報告になります。

○委員長（内藤久歳君） ご苦労さまでした。

出初め式につきましては、担当から案内のとおり出席をお願いしたいと思います。

次に、委員より常任委員会関係で、その他ありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局、何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時15分